

「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」の締結について

👉 リユース活動を促進し、ごみの排出量削減を図るため、株式会社マーケットエンタープライズと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、事業の充実を図る。

1 協定の概要

(1) 目的

リユースプラットフォーム「おいくら」(以下「おいくら」という。)を用いて、区内のリユース活動を促進することで、ごみ排出量の削減、循環型社会の形成に資することを目的とする。

(2) 協定先

株式会社マーケットエンタープライズ
中央区銀座一丁目10番6号 銀座ファーストビル2階

(3) 連携協力事項

- ・ おいくらを利用したリユース活動の広報啓発に関すること。
- ・ リユース活動の促進に関して、区と(株)マーケットエンタープライズで合意した事項に関すること。

(4) 協定書

別紙1 (案) のとおり

(5) 締結予定年月日

令和7年8月5日 (火)

(6) 協定期間

協定締結日から令和9年3月31日
(終了の申出がない場合は自動更新)

(7) 参考

令和7年5月31日現在、全国256自治体 (特別区は9区) と協定締結済み

2 リユース事業の充実

(1) リユース時の選択肢の拡充

協定により、区民等に紹介するリユース方法を増やし、ニーズに合った方法を選択できるようにする。
区民等に提示するリユース方法は別紙2・図1のとおり

(2) おいくらを活用したリユースの特徴

登録した不用品に対し、買取査定額を提示した複数の事業者から選択して処分 (リユース) できる。速やかな取引が可能で大型の家具や家電などの運搬も依頼できる。

(3) 期待できる効果

- ・ 区民等の不用品処分の費用や搬出の負担軽減
- ・ ごみの排出量の削減に伴う収集運搬及び処分に係る経費の節減

(4) 区民等への周知

「区のおしらせ ちゅうおう」や区ホームページ、チラシの作成等により次の内容を周知する (別紙2・図2)。

- ① 不用品をごみとせず「リユースすること」を喚起
- ② リユースできないもののうち、資源となるものについて回収方法を案内

3 協定締結式

令和7年8月5日 (火) 午前11時 (予定)

【プレス発表】 あり (令和7年8月5日予定)

【議会対応】 環境建設委員会報告 (令和7年7月24日)

(案)

中央区と株式会社マーケットエンタープライズとの リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定

中央区（以下「甲」という。）と株式会社マーケットエンタープライズ（以下「乙」という。）は、リユース活動の促進に向け、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源、機能等を活用し、甲の区域内（以下「区内」という。）のリユース活動を促進し、もって、区内のごみ排出量の削減及び循環型社会の形成に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 乙が運営するリユースプラットフォーム事業（以下「乙事業」という。）を利用したリユース活動に係る広報啓発に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、リユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した事項に関すること。

（本協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容に関して変更の申出があったときは、甲乙協議の上、甲乙双方の書面による合意をもって本協定の内容を変更するものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、区民及び区内事業者（以下「区民等」という。）が本協定によるリユース活動に係る広報啓発物を經由して乙事業を利用した実績を、甲及び乙で合意した方法で甲に報告する。

（責務）

第5条 乙事業を利用した区民等（以下「利用者」という。）と乙事業を通じて買取査定を行った者との間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙から書面による特段の

申出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、乙事業の実施により知得した利用者の個人情報について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。
- (2) 乙事業を通じて買取査定を行った者に対し、買取査定及び買取の過程で知得した個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守させること。
- (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告すること。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に当たり知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 甲は、中央区情報公開条例（平成13年10月中央区条例第29号）に基づく区政情報の開示の請求があった場合には、前項の規定にかかわらず、同条例の規定に基づき不開示情報を除いて開示する。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めることとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保管する。

令和7年8月 日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区
中央区長 山本泰人

乙 東京都中央区銀座一丁目10番6号
銀座ファーストビル2階
株式会社マーケットエンタープライズ
代表取締役社長 小林泰士

リユース時の選択肢の提示

図 1

ニーズに合った方法で
不用品を処分（リユース）



必要とする人のもとで再使用

1 不用品交換システム
(リサイクルハウスかざぐるま事業)

スマートフォン等の操作が不安な人
(個人間の取引)

- ① 専用はがきに記載して、かざぐるまに申込み
- ② かざぐるまの職員が「ジモティー」に掲載（希望性）
かざぐるま施設内に掲示
- ③ 取引を希望する人に、出品者の連絡先をかざぐるまから提供

2 ジモティー
(令和5年3月1日 協定締結済)

個人間での取引を希望する人

- ① 区民等が「ジモティー」に不用品を掲載
- ② 取引を希望する人が「ジモティー」内のチャット機能を使い出品者に連絡

3 「おいくら」【新規】
(令和7年8月5日 協定締結予定)

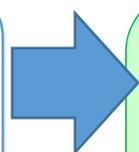
一度に複数の物を処分したい人
速やかな取引を希望する人

- ① 区民等が「おいくら」に不用品を登録
- ② 複数のリユースショップから買取査定が提示
- ③ 条件が合うリユースショップに買取を依頼
- ④ リユースショップで販売

区民等への周知

図 2

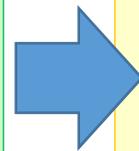
不用品の
処分



再使用

まだ使える
ものを

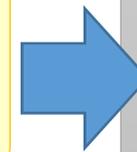
「リユース」



資源として活用

リユースに
適さないものは
「リサイクル」

- ・ 家電リサイクル
- ・ パソコンリサイクル
- ・ 小型家電回収 など



ごみとして
排出

リユースも
リサイクルも
できないもの